

# 「第4次北九州市男女共同参画基本計画」の策定について（答申）

## （概要）

### 第1部 基本計画改定に当たっての考え方

- ・国、県の男女共同参画基本計画を勘案したもの
- ・北九州市基本構想・基本計画に沿ったもの
- ・第3次基本計画の取組みを踏まえるとともに、  
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画、  
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定める市町村基本計画を包含したもの
- ・計画期間は、5年間（平成31年度～平成35年度）

### 第2部 男女共同参画をめぐる最近の動きと本市の現状と課題

#### 1 男女共同参画をめぐる最近の動き

- ・国「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定。（平成27年12月）
- ・福岡県「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定。（平成28年3月）
- ・「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、女性と若者の定着などにより社会動態をプラスにしていき、地方創生の成功モデル都市を目指す取組み。
- ・国連で17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられ、平成30年8月に「北九州市SDGs未来都市計画」が策定。
- ・SDGsの17の目標の一つには、目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が盛り込まれている。

#### 2 本市の現状と課題（第3次基本計画を踏まえた評価と課題）

##### ① 方針決定過程における女性の参画

- ・市の政策・方針決定過程への女性の参画は着実に進んでいるが、今後も市が率先して女性の参画拡大に取り組むことが望まれる。
- ・地域における意思決定過程への参画など、様々な分野における方針決定過程への女性の参画拡大を進める必要がある。

##### ② 女性の就業の状況

- ・本市の女性の年齢階級別労働力率は、「M字カーブ」を描いているが、30歳代の労働力率は徐々に上昇している。
- ・平成28年に国・県・市が連携し女性の就職・起業（創業）、子育てとの両立、キャリアアップ等をワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」が開設された。

### ③ 仕事と生活の調和

- ・働く場面では、長時間勤務など男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が根付いており、子育てだけでなく、介護等との両立を支援するためにも、長時間労働の削減や、多様で柔軟な働き方が選択できるよう働き方改革を進める必要がある。
- ・平成 27 年 4 月、自治体で初めて市役所の全管理職がイクボス宣言し、平成 29 年には、企業・団体のトップによる「北九州イクボス同盟」が設立された。同盟に加入する企業を増やし、働き方改革の取組みを進めることが求められる。
- ・子育て環境に関する市民のニーズは高く、さらなる環境整備が求められる。

### ④ 市民の意識

- ・性別による固定的な役割分担意識は薄れているが、「社会全体における男女平等達成感」については、男性優遇と思う人が約 7 割となっており、実感には結びついていない。
- ・性別に関わらず社会のあらゆる分野で、その個性と能力を發揮することができるよう、地域、職場、学校など社会全体で、意識や行動の変革に向けた男女共同参画の推進が求められる。

### ⑤ 配偶者等からの暴力、健康

- ・配偶者等からの暴力（DV）についての認識は高くなっているが、潜在化しやすく人権侵害と認識されにくいため、認識を高めるための啓発や、市民に対する相談機関の一層の周知等、予防啓発や被害者の支援体制の充実が求められる。
- ・若年層に対して、女性の健康をめぐる様々な問題についての教育・啓発を積極的に推進していく必要がある。

## 第 3 部 次期（第 4 次）基本計画

### 1 目指すべき姿

平成 14 年に条例を制定し、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合い、その個性と能力を十分に發揮することができる社会の実現を目指している。条例の基本理念に従い、第 3 次基本計画を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取組みが求められる。

### 2 重点的に取組むべき事項（次期計画に盛り込むべき事項）

- 重点取組みⅠ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大
- 重点取組みⅡ 女性が活躍しやすい経済社会の実現
- 重点取組みⅢ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 重点取組みⅣ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現
- 重点取組みⅤ 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

## 第4部 重点取組み

### I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

#### 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野の方針決定過程に女性が参画できるよう、企業や地域等における女性の参画拡大に取り組むことが求められる。

- (1) 企業・地域等における女性の参画拡大についての意識改革
- (2) 企業・地域等における女性リーダー育成の推進

#### 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して女性の活躍に取り組むことが求められ、審議会等への女性委員の登用や、市役所の女性職員の活躍を進める取り組みが必要である。

- (1) 市の附属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大
- (2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進、職場風土の改革
- (3) 市立学校における女性教職員の管理職等への登用の推進

### II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

#### 1 女性の就業・起業支援

働きたい女性が、その能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができるよう、女性の就業や就業継続、キャリアアップへの支援等が求められる。

- (1) 女性の再就職・就職支援
- (2) 女性の就業継続、キャリアアップ支援
- (3) 女性起業家の育成・支援
- (4) 女性が働くことに関する相談機能の充実

#### 2 企業等における女性活躍の推進

性別に関わりなく働きやすい職場づくりについて企業向け意識啓発や情報提供を行うことや、女性活躍に取り組む企業等を評価する取り組みなどを行い、企業等における女性活躍を一層推進することが求められる。

- (1) 企業における女性活躍推進のための意識啓発や取り組み支援
- (2) 女性活躍の発信、ネットワーク化

### **Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進**

#### **1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現**

長時間労働の削減などの働き方改革や、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性などについて、企業等への意識啓発や情報提供などに取組むことが必要である。

企業や働く人が働き方を見直すとともに、男女がともに協力しながら家庭での責任を果たすことを促進する取組みが求められる。

- (1) 企業風土や管理職等の意識改革
- (2) 多様な働き方等への支援及び情報提供
- (3) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組み支援

#### **2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実**

誰もが仕事上の責任を果たしながら、仕事と育児や介護等の両立を実現するためには、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等のサービスの充実が求められる。

保育への多様なニーズの把握に努めるとともに、保育サービスや放課後児童クラブの充実など、きめ細かな子育て支援策や、介護を担う人材の確保と介護サービスの質の向上が求められる。

- (1) 子育て環境の整備、充実
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 高齢者・障害者等の支援の充実

### **Ⅳ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現**

#### **1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進**

男女共同参画についての理解を深めるため、国際的な動きなども含めた情報提供や意識啓発とともに、女性がいきいきと活躍する社会づくりに向けて、男女共同参画に関する市民の活動等への支援など、市民と協力しながら取組む必要がある。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発
- (2) 男女共同参画の啓発を進める市民団体等への活動支援
- (3) 男女共同参画に関する国際理解の推進

#### **2 男性にとっての男女共同参画の推進**

男性が仕事だけでなく、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援に努めるとともに、事業者等に対しても、育児・介護関係制度等の利用促進など、社員の家庭生活への参画推進を働きかけていくことも求められる。

- (1) 男女共同参画に関する男性の理解促進
- (2) 男性の家庭生活や地域活動への参画促進

### 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

子どもの発達段階に応じ、性別による固定的役割分担意識にとらわれない学校教育を行っていくことが必要である。

若年層を対象としたデートDV等の予防啓発など、被害者にも加害者にもならないために、お互いに尊重できる関係性の大切さを教える人権教育が求められる。

- (1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進
- (3) 子どもの健康教育
- (4) デートDV等に関する理解の推進

### 4 防災における男女共同参画の推進

災害時の対応については、いろいろな場面で、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮して取り組むことが必要で、災害発生時に対応するためには、日頃から女性がまちづくりに参画し、リーダーシップを発揮していくことが求められる。

- (1) 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進

## V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

### 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

DVを防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知が求められる。

また、DV相談に係る関係機関が緊密に連携して相談対応、保護、自立支援に取組み、被害者やその家族が安心して暮らせるよう支援を行うことが求められる。

- (1) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成
- (2) DV被害相談体制の充実
- (3) DV被害者保護体制の充実
- (4) DV被害者の自立支援及び情報管理の徹底
- (5) 関係機関や民間団体との連携・協働

### 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメント、性犯罪等の心配のない暮らしが、安心な生活の大前提となるもので、女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けた取り組みが求められる。

- (1) ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発
- (2) ハラスメント等人権侵害に対する相談の実施
- (3) 性犯罪等防止のための広報啓発や相談窓口の充実及び被害者への支援、防犯対策の推進

### 3 生涯を通じた女性の健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、理解、尊重し、思いやりを持てるよう、若年層に対する教育・啓発に積極的に取り組むとともに、妊娠から出産期における安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりや、各種検診、生活習慣病予防など、生涯を通じた女性の健康づくりを支援する必要がある。

- (1) 若い世代における性に関する理解・尊重
- (2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実
- (3) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

### 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれまいよう、それぞれの実情に応じたきめ細かな相談対応が必要である。また、性的少数者などについて、市民の理解を深めるための啓発等の取組みが求められる。

- (1) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための相談体制の充実
- (2) 多様な性のあり方への理解の促進

「第4次北九州市男女共同参画基本計画」の  
策定について（答申）

平成30年11月

北九州市男女共同参画審議会



## はじめに

この答申は、平成30年5月、北九州市長から諮問された「第4次北九州市男女共同参画基本計画の策定について」、北九州市男女共同参画審議会が検討した結果をまとめたものです。

答申に当たって本審議会は、第3次基本計画の取組状況や市民意識調査などから課題の把握に努めるとともに、男女共同参画をめぐる国等の動きや最近の社会経済情勢などを踏まえ、検討を重ねました。

本市では、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、平成16年4月に「北九州市男女共同参画基本計画」を、平成21年3月に第2次基本計画を、平成26年2月には第3次基本計画を策定し、様々な施策を進めてきました。

その結果、平成29年の市民意識調査では、性別による固定的役割分担意識に否定的な方は、約68%になり、男性も初めて否定的な人の割合が半数を超えました。

また、平成29年度には市の審議会等における女性委員の参画率が政令指定都市では初めて50%を超えるなど、本市の男女共同参画は着実に進展してきています。

一方で、女性の様々な分野への参画や就業、仕事と生活の調和、市民の意識、配偶者等からの暴力などにおいて、様々な課題が残っています。

少子高齢化・人口減少問題などに対応するため、国や本市では、地方創生の取組みやSDGsの目標達成に向けた取組みが進められています。このような中、男女共同参画社会の形成に向けた取組みについては、第3次計画を継承しつつ更なる推進が求められています。

次期基本計画を策定されるに当たっては、本答申の趣旨を十分に活かすとともに、今後とも市民と事業者の理解と協力を得て、男女共同参画社会の形成が着実に進められることを期待して、ここに提言します。

北九州市男女共同参画審議会  
会長 大島 まな

## 目 次

第1部 基本計画改定に当たっての考え方 .....	1
第2部 男女共同参画をめぐる最近の動きと本市の現状と課題 .....	3
1 男女共同参画をめぐる最近の動き .....	3
2 本市の現状と課題 .....	5
3 第3次基本計画を踏まえた評価と課題 .....	6
第3部 次期（第4次）基本計画 .....	10
1 目指すべき姿 .....	10
2 重点的に取り組むべき事項（次期計画に盛り込むべき事項） .....	10
第4部 重点取組み .....	11
I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大 .....	11
II 女性が活躍しやすい経済社会の実現 .....	13
III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 .....	15
IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現 .....	17
V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現 .....	20
付属資料 .....	22

## 第1部 基本計画改定に当たっての考え方

北九州市では、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、平成26年2月に「第3次北九州市男女共同参画基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の形成に向け、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

第3次基本計画の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間であることから、平成30年5月に北九州市長から、「第4次北九州市男女共同参画基本計画の策定について」の諮問を受け、これに対し当審議会として答申を行うものです。

なお、現行第3次基本計画を改定し、新たに「(仮称)第4次北九州市男女共同参画基本計画」（以下「次期基本計画」という。）を策定するに当たっては、次の事項を考慮する必要があります。

### 1 国、県の男女共同参画基本計画を勘案したもの

男女共同参画社会基本法第14条第3項は、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」としている。そのため、次期基本計画は、国の「男女共同参画基本計画」や福岡県の「男女共同参画計画」を勘案したものであること。

### 2 条例を具体化し、施策の大綱を定めるもの

条例の基本理念、市等の責務、施策の基本的事項等を具体的に実現し、総合的に講ずべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものであること。

### 3 北九州市基本構想・基本計画に沿ったもの

「元気発進！北九州」プラン（北九州市基本構想・基本計画）の部門別計画に位置付けられるものであり、その内容に沿ったものとなるよう策定すること。

### 4 地域特性に対応するもの

本市の地域の特性に応じた具体的施策を盛り込んだものであること。

### 5 現行第3次基本計画の取組み状況を踏まえたもの

現行第3次基本計画の取組み状況や課題を踏まえて、具体的施策を盛り込んだものであること。

また、第3次基本計画と同様に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法

律」に定める市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に定める市町村基本計画を包含したものであること。

**6 市民の意見を反映したもの**

広く市民に意見を聴き、これを反映したものであること。

**7 数値目標を設定したもの**

次期基本計画に掲げる具体的施策を計画的に実現していくため、できる限り数値目標を設定して取り組んでいくものであること。

**8 計画期間**

次期基本計画の計画期間は、5年間（平成31年度～平成35年度）とすること。

## 第2部 男女共同参画をめぐる最近の動きと本市の現状と課題

### 1 男女共同参画をめぐる最近の動き

#### (1) 世界の動き

男女共同参画の取組みは、国際連合（以下、「国連」という。）を中心とした世界的規模の動きと連動し、推進されてきています。

平成23年1月、これまで女性の地位向上を進めてきた4つの機関を統合し「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。

平成26年3月、第58回国連婦人の地位委員会において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組みを促進することを目指して、我が国が国際婦人の地位委員会に提出したものです。

平成27年9月、国連で先進国と開発途上国が共に取組むべき2030年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

#### (2) 国等の動き

国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、国における男女共同参画社会の実現に向けた取組みは新たな段階に入りました。同年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」が掲げられました。平成28年3月には、福岡県で「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。

世界経済フォーラムによると、男女共同参画の国際的な指標の一つであるジェンダーギャップ指数で2017年の日本の順位は、144カ国中114位と低い水準にあり、特に政治参画の分野では144カ国中123位となっています。

このような状況の中、平成30年5月に、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

### (3) 本市の動きについて

国は、少子高齢化に歯止めをかけ、地方の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。

本市においても、少子高齢化・人口減少問題は重要な課題と認識しており、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成30年2月改訂）」により、「女性と若者の定着などにより社会動態をプラスにしていき、地方創生の成功モデル都市を目指す」取組みが行われています。

本市では、平成29年12月、公害克服の経験から得た市民力や、ものづくりのまちとして培った技術力を活かした国際協力や様々な取組みが評価され、第1回「ジャパンSDGsアワード」特別賞を受賞しました。平成30年4月には、OECD（経済協力開発機構）から、アジア地域で初めて「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」として選定され、6月には国の「SDGs未来都市」、及び「自治体SDGsモデル事業」に選定されました。8月には、2030年のあるべき姿を掲げた「北九州市SDGs未来都市計画」が策定され、取組みが行われています。

SDGsは、環境・経済・社会といった幅広いゴール、ターゲットを設定していますが、17の目標の一つに、目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が盛り込まれており、SDGsの達成に向け、男女共同参画の取組みを推進する必要があります。

## 2 本市の現状と課題

### (1) 人口等の状況

#### ① 少子高齢化の進行

本市の人口は、社会動態の減少は落ち着いてきているものの、少子高齢化による人口減少が続いています。本市の年齢区分別人口割合をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年に初めて総人口の6割を下回り、高齢化率（65歳以上の人口割合）が29.3%となるなど、全国の高齢化率26.6%より高い水準で推移しています。これは、65歳以上の人口増加と、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少という2つの要素からもたらされています。

また、本市の合計特殊出生率は、平成18年以降は増加傾向で、平成28年には1.61となっています（平成28年の全国は1.44）が、人口を維持するためには2.07は必要と言われています。また、子どもを生む世代の人口が減少しているため、出生数は減少傾向です。今後も、少子高齢化、人口減少の傾向が続き、生産年齢人口が減少することが見込まれており、男女が共に子育てや介護ができる環境整備とともに、女性や高齢者など多様な人材が経済活動、地域活動に参画することが重要となってきます。

#### ② 家族形態の変化

本市の世帯数は、平成27年に42万6,325世帯となり、平成22年と比べて5,623世帯増加しています。一般世帯を家族類型別に見ると、核家族世帯が23万8,689世帯、単独世帯は15万7,488世帯となっており、以前と比べて単独世帯が増加しています。また、一般世帯に占める65歳以上の高齢者がいる世帯は42.5%となっており、高齢者の単独世帯は6万915世帯となっています。

本市の婚姻件数は、平成22年の5,429組から平成27年は4,989組へと減少傾向にあり、未婚率の経年変化を年齢階級別に見ると、男女ともに全ての階級で上昇傾向にあります。平均初婚年齢は、平成27年で男性が30.4歳、女性が29.1歳となっており、経年で見ると男女ともに上昇傾向にあります。今後、高齢化や未婚化・晩婚化の進行などに伴い、更に単独世帯の増加が見込まれ、雇用の安定や生活環境の確保、地域社会への参加を促進する工夫が必要です。

## (2) 第3次基本計画を踏まえた評価と課題

### ①方針決定過程における女性の参画

本市の審議会等(附属機関及び市政運営上の会合)における女性委員の参画率は、平成29年度に53.2%と政令指定都市で初めて50%を超え、計画の目標である「平成30年度に50%」を1年早く達成しました。しかしながら、審議会ごとで見ると50%に達成していないものもあり、引き続き女性委員の登用に努めるとともに、男女比のバランスにも配慮した取り組みが求められます。

また、市役所の女性管理職比率は、「女性活躍推進アクションプラン」に基づく取り組みなどにより、平成25年度11.8%から29年度には14.8%まで増加しましたが、女性職員の割合は約3割であることを考えると、更なる取り組みが望まれます。

一方、地域における意思決定過程への参画については、自治会長、まちづくり協議会会長等の女性参画率を全体で見ると大きな変化はありませんが、平成30年度には、区レベルでの自治区長に初めて女性が1名誕生するなど、少しずつではありますが変化の兆しもみられます。

市の政策・方針決定過程への女性の参画は着実に進んでいますが、今後も、企業・団体等の牽引役として、市が率先して女性の参画拡大に取り組むことが望まれるとともに、更に、様々な分野における方針決定過程への女性の参画拡大を進める必要があります。

### ②女性の就業の状況

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化や男女共同参画の推進につながるものです。

平成29年の「北九州市の男女共同参画社会に関する調査」(以下「市民意識調査」という。)では、女性が職業を持つことについて、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」が最も多く51.5%と半数を超えていますが、前回調査に比べると「ずっと職業を持っている方がよい」が増加し、37.5%となっています。

本市の女性の年齢階級別労働力率は、全国とほぼ同様に、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いています。依然として30歳代で一旦低下する傾向にはありますが、平成22年の64.6%から平成27年には67.0%と、計画の目標である「平成30年度に67.6%」に向けて徐々に上昇しています。

本市の女性雇用者数は年々増加しており、雇用者全体に占める女性の割合も46.2%となっています。本市での雇用者における男性、女性それぞれに占める「管理的職業従事者(役員を含む)」の割合は、男性は3.80%であるのに対し、女性は1.08%となっています。(平成27年国勢調査)

福岡県における短時間労働者を除く「常用労働者」1人あたりの所定内給与額(平成28年4月)は、平成20年から男女差はやや縮まっているものの、女性は男性の約7割となっています。このように雇用における男女の格差は、依然として解消されていません。

平成28年に国・県・市が連携して女性の就職・起業(創業)、子育てとの両立、キャリアアップ等をワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」が開設され、働きたい女性の活躍を支援しています。平成29年度の延べ来所者は16,585人、就職決定者は951人で、利用者の9割が20~40代、7割が子育て中となっています。

また、市では女性の就業に関するニーズや課題、企業における女性人材の獲得・活用の現状や課題などを調査・分析し、主に未就業女性の人材活用及びその活躍を支援するための戦略を策定しました。

### ③ 仕事と生活の調和

誰もがその個性と能力を十分に発揮でき、ライフイベントに対応して、多様で柔軟な働き方等ができる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現することが更に重要となっています。

全国の共働き世帯数は平成28年には1,129万世帯で、男性片働き世帯664万世帯の約1.7倍となっています。

平成29年の市民意識調査では、仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合は52%と、初めて半数を超えました。しかしながら、仕事と家庭生活をともに行いたいと希望する人の割合は男女ともに高くなっているものの、現実には男性は仕事、女性は家庭生活を優先している人の割合が高いという結果が見られました。

本市役所における男性職員の育児休業等取得率は、平成25年3月の7.9%から、平成30年3月には15.4%と増加していますが、平成31年度20%の目標に向けてまだ取組みが必要な状況です。

働く場面においては、長時間勤務など男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が根付いており、子育て・介護等と両立しつつ能力を発揮して働きたい人が思うように活躍できない背景となっています。子育てだけでなく、介護等との両立を支援するためにも、長時間労働の削減や、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、働き方改革を進める必要があります。

本市では、平成20年12月に、企業、働く人、市民、行政が一体となって「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」(現「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」)を設立し、この協議会を中心に、様々な取組みを行ってきました。

職場でともに働く部下・スタッフの育児や介護、地域活動などに理解を示し、そ

の人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と生活を楽しむことができる上司（イクボス）を増やすことは、誰もが望む形で力を発揮でき、活力に満ちた社会の実現につながります。平成 27 年 4 月には、自治体で初めて市役所の全管理職がイクボス宣言を行っています。この取組みを行政に留まらず市内の企業や団体にも広げていくため、平成 29 年 8 月、企業・団体のトップによる「北九州イクボス同盟」が設立されました。加入企業数は、30 年 10 月現在 102 社となっており、この同盟に加入する企業を増やし、働き方改革の取組みを進めることが求められます。

また、保育所、放課後児童クラブ等子育て環境の整備充実については、NPO 法人による「次世代育成環境ランキング」で、本市が 7 年連続で政令指定都市 1 位となっていますが、子育て環境に関する市民のニーズは高く、さらなる環境整備が求められます。

#### ④市民の意識

本市では、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という性別による固定的な役割分担に対する考え方について肯定的な人が多い状況が続いていましたが、平成 23 年の市民意識調査で初めて否定的な人が 53.8%と肯定的な人の割合を上回りました。平成 29 年の市民意識調査では、否定的な人の割合は 68.1%となり、初めて男性も否定的な人の割合が半数を超えるなど、性別による固定的な役割分担意識は薄れてきています。（平成 28 年全国調査：否定的な人の割合 54.3%）

一方で、「社会全体における男女平等達成感」については、依然として男性が優遇されていると思う人の割合が 70.7%となっており、実感には結びついていないことが感じられます。（平成 28 年全国調査：男性優遇と思う人の割合 74.2%）

男性が育児・介護の休業や休暇の制度を活用することについては、7 割以上の人が肯定的に考えており、男女共同参画社会の実現のために推進すべき施策として、「男性の家事、育児、介護などを促進すること」は全体の 4 位となっています。

性別による固定的役割分担意識は、人々の意識の中に長い時間をかけて作られてきたものであり、男女共同参画に関する様々な課題の背景となっているものです。性別に関わらず社会のあらゆる分野で、その個性と能力を発揮することができるよう、地域、職場、学校など社会全体で、意識や行動の変革に向けた男女共同参画の推進が求められます。

#### ⑤DV、健康

平成 29 年市民意識調査では、配偶者や恋人など親しい関係にある人からの暴力と認識される行為について「どんな場合でも暴力に当たる」という回答は、「平手で打つ」71.1%、「殴るふりをしておどす」68.3%と、どちらも前回調査に比べて

10ポイント以上増えています。計画の目標である「平成30年度に70%」に対し、順調に数値が上昇し、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）に対する認識は高くなっています。

何らかの被害経験を持つ人が受けた暴力行為について、「どこにも相談しなかった」と回答している人が45.2%を占めています。本市の相談窓口でのDVに関する相談件数は、横ばいの状況です。このように配偶者等からの暴力は潜在化しやすく、人権侵害であることが認識されにくい面があります。

このため、DVについての認識を高めるための啓発や、市民に相談機関等を一層広く周知するなど、DVに関する予防啓発や被害者の支援体制を充実していくことが求められます。

女性は、妊娠や出産などライフサイクルを通じて、男性と異なる健康上の問題に直面します。生後4か月までの乳幼児家庭全戸訪問や、養育が困難な家庭への訪問などを実施し、母子の健康の保持・増進を図り、安心して生み育てるための環境づくりが進められています。

また、本市の10代の人工妊娠中絶率は、年々減少はしているものの、全国に比べて高く、若年層を中心に女性の健康をめぐる様々な問題についての教育・啓発を積極的に推進していく必要があります。思春期保健については、医療・学校・行政等による連絡会を開催し、現状把握や課題の共有、連携強化に取り組むとともに、小中学生を対象とした思春期健康教室が開催されています。

### 第3部 次期（第4次）基本計画

#### 1 目指すべき姿

北九州市では、平成14年に条例を制定し、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指しています。

次期基本計画では、条例の基本理念に従い、第3次基本計画を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた更なる取組みが求められます。

#### 2 重点的に取組むべき事項（次期計画に盛り込むべき事項）

本市の現状と課題、男女共同参画をめぐる国等の最近の動きなどを踏まえ、次期基本計画は、特に重要かつ積極的に取組むべき事項である次の5項目を、計画そのものの重点取組みとして体系づけ、それぞれの重点取組みごとに施策の方向や具体的施策を盛り込んだものとして、積極的に取り組むことを提言します。

重点取組みⅠ あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

重点取組みⅡ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

重点取組みⅢ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重点取組みⅣ 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

重点取組みⅤ 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

## 第4部 重点取組み

### I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

働く場、地域など社会のあらゆる分野の方針決定過程に女性が参画拡大することは、女性の活躍を推進し、社会を活性化させるといった観点だけでなく、男女が対等な立場で、個性や能力を発揮する男女共同参画社会の形成のために重要です。

全国の企業における女性管理職の割合は緩やかに増加しており、本市の女性雇用者（役員を含む）に占める「管理的職業従事者」の女性割合は、平成22年0.89%から、平成27年1.08%とやや増加しています。

市の審議会等への女性委員の参画や、市職員の女性管理職比率の増加など、市役所における方針決定過程への女性の参画は進んでいますが、働く場、地域など様々な分野の方針決定過程への女性の参画はいまだ十分とは言えない状況です。

地域等においては、実際には女性が中心となって活動している例も多く、団体の会長だけでなく、副会長など女性役員の状況を把握して情報発信するなど、女性の参画についての理解を深めるための働きかけが求められます。

男女共同参画と持続可能な社会を実現していくためには、将来指導的な地位へ成長していく層の育成や、あらゆる分野において指導的な地位につく女性を増やしていくための取組みが求められます。

#### 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野の方針決定過程に女性が参画できるよう、企業や地域等における女性の参画拡大に取り組むことが求められます。

企業や団体等が女性リーダーの育成に取り組むよう、女性活躍の必要性や取組みの紹介など女性の活躍を後押しする環境づくりや機運の醸成を促すことが必要です。

方針決定過程への女性の参画状況を把握し、活躍状況をふまえながら、様々な機会を通じて、女性の参画拡大についての理解を深めるための広報・啓発活動や協力の働きかけを進めることが必要です。

- (1) 企業・地域等における女性の参画拡大についての意識改革
- (2) 企業・地域等における女性リーダー育成の推進

#### 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して方針決定過程

における女性の活躍に取り組むことが求められます。

市の政策は、市民生活に大きな影響を与えることから、その政策提言や方針決定の場に男女が対等に参画し、男女の意見が十分反映されることが重要です。市の審議会等への女性委員の登用に引き続き努めるとともに、男女の数のバランスにも配慮した取り組みが求められます。

また、市役所における女性職員の活躍を進めるため、引き続き人材育成と登用の推進、意識改革に取り組む必要があります。

- (1) 市の附属機関及び市政運営上の会合への女性の参画拡大
- (2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の推進、職場風土の改革
- (3) 市立学校における女性教職員の管理職等への登用の推進

## II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

就業は生活の経済的基盤であり、自立のために必要なことであるとともに自己実現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、大変重要と言えます。

働く女性が増加し、第1子出産前後に女性が就業を継続する割合も上昇しており、本市においても30歳代の女性の労働力率（就業率）が徐々に高くなっていますが、出産、育児などを機に仕事を中断する傾向はいまだに解消されていません。

女性が職業を持つことについて、平成29年の市民意識調査では、「子どもができれば職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」と考える人の割合が51.5%と最も多くなっていますが、「ずっと職業を持っている方がよい」と考える人が37.5%と、前回調査より9.1ポイント増加しています。

平成28年に開設した「ウーマンワークカフェ北九州」では、国・県・市が連携して女性の就職・起業（創業）、子育てとの両立等をワンストップで支援しています。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、女性の継続的な就業やキャリアアップのための支援が必要です。

また、育児等を理由として離職した女性の再就職や、起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、就業機会の拡大と就業支援に取り組むことが求められます。

### 1 女性の就業・起業支援

働きたい女性が、その能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができるよう、女性の就業や就業継続、キャリアアップへの支援が求められます。

「ウーマンワークカフェ北九州」において、女性の相談にワンストップで対応し、幅広い情報を提供するなど、今後も女性の就業に関するきめ細かい支援が必要です。

また、北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、女性の就業機会の拡大や起業を目指す女性への支援とともに、働きながら安心して子どもを育てることができる環境の整備、支援が求められます。

- (1) 女性の再就職・就職支援
- (2) 女性の就業継続、キャリアアップ支援
- (3) 女性起業家の育成・支援
- (4) 女性が働くことに関する相談機能の充実

## 2 企業等における女性活躍の推進

企業において女性活躍推進の取組みが進み、働く場における男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、女性はその価値観やライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方が選択できることは、女性の能力発揮の促進を図る上で重要なことです。テレワークなど多様な働き方やボランティア活動など多様な活動が出来るよう、性別に関わりなく働きやすい職場づくりについて企業向け意識啓発や情報提供を行うことが必要です。

また、女性活躍に取り組む企業等を評価する取組みや、企業等と連携し働く場で活躍する女性のネットワーク形成やロールモデルなどの情報発信などを行い、企業等における女性活躍を一層推進することが求められます。

- (1) 企業における女性活躍推進のための意識啓発や取組み支援
- (2) 女性活躍の発信、ネットワーク化

### **Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進**

誰もが仕事上の責任を果たしながら、人生の各段階に応じて、子育て、介護、地域活動、自己啓発など、それぞれの個人の生活に充実感を感じることが大切です。

人口減少と少子高齢化が同時進行し、価値観やライフスタイルが多様化する中で、子育てに加え、介護との関係からも更にワーク・ライフ・バランスの推進が求められます。

一人ひとりの希望や意欲に応じて仕事と生活の選択肢が増えていくことは、男女を問わず一人ひとりの個性と能力の発揮につながります。企業にとっても、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、企業の生産性や従業員満足度の向上、優秀な人材の確保につながります、更に、本市の成長力を高め、将来にわたり持続可能な社会の実現にも資するものです。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、企業の努力だけで達成できるものではなく、働く人、家庭、地域などが連携しながら進めていくことが大切で、「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心としながら、今後も重点的な取組みを進めることが求められます。

また、「職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と生活を楽しむことができる上司（イクボス）」を増やすことは、誰もが望む形で力を発揮でき、活力に満ちた社会の実現につながります。このような取組みを広めていくため、企業・団体トップによる「北九州イクボス同盟」を設立していますが、今後とも賛同企業の輪を広げ、働き方の見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが求められます。

#### **1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現**

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには企業等の理解と協力が不可欠です。

長時間労働の削減や、労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性などについて、企業等への意識啓発や情報提供、関係法令や各種支援制度等の周知などに取り組むことが必要です。

企業や働く人が働き方を見直すとともに、自分自身のライフスタイルを見直し、男女がともに協力しながら家庭での責任を果たすことを促進するため、出前セミナーなどの企業等へ出向く取組みが求められます。

- (1) 企業風土や管理職等の意識改革
- (2) 多様な働き方等への支援及び情報提供
- (3) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組み支援

## 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

誰もが仕事上の責任を果たしながら、仕事と育児や介護等の両立を実現していくためには、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関するサービスの充実を図る必要があります。

これまでも子育て環境の整備・充実に取組んでいますが、地域の就学前・就学後児童数の動向などを踏まえながら、保育への多様なニーズの把握に努めるとともに、病児・病後児保育、延長保育などを含めた保育サービスや放課後児童クラブの充実など、きめ細かな子育て支援策が求められます。また、介護者の負担を軽減し、仕事と介護の両立を支援するためには、介護を担う人材の確保と介護サービスの質の向上が求められます。

更に、企業・団体等が、仕事と子育て・介護等との両立への一層の理解を進めていくような取組みが求められます。

- (1) 子育て環境の整備、充実
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 高齢者・障害者等の支援の充実

## **IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現**

男女共同参画社会の実現には、男女が性別に関わりなく社会のあらゆる分野で、ともに責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要であるという考え方について、理解を促進し、意識を育てていくことが必要です。

高齢化が進む中で、男女共同参画を進めていくことは、親の介護や高齢期における孤立化など、男性にも関わる課題に対応するもので、男女ともに暮らしやすい社会を目指すものであることの理解を促進するため、様々な工夫をしながら啓発に取り組むことが必要です。

また、男性と女性でともに支えあう社会を作るためには、次世代を担う子どもたちが小さい頃から男女共同参画を理解し、思いやりの心と自立するための力を育みながら、自然に男女共同参画を身につけた大人に成長していくことが必要です。教育委員会等と連携しながら、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に一層取り組むことが求められます。

更に、男女共同参画社会を実現するためには、市民や団体等との協働が不可欠です。今後とも女性団体、NPO等様々な団体と連携・協力を強めるとともに、その育成や活動支援に引き続き取り組むことが必要です。

働く場、地域などあらゆる場において男女共同参画の視点に立った意識が浸透し実感できる社会を目指して、「男女共同参画センター・ムーブ」を拠点施設としてその機能充実に努めることも必要です。

国内における男女共同参画の取組みは、国際社会の取組みと密接に連携しています。男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、本市や日本の状況に加え、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めることが求められます。

### **1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進**

男女共同参画に関する様々な課題の背景となっている性別による固定的役割分担意識は薄くなりつつありますが、これまでの社会通念や習慣にとらわれることなく、全ての人がある個性や能力を十分発揮できる社会、地域づくりのためには、引き続き、地道な意識改革への取組みが求められます。

男女共同参画についての理解を深めるため、国際的な動きなども含めた情報提供や意識啓発とともに、女性がいきいきと活躍する社会づくりに向けて、男女共同参画に関する市民の活動等への支援など、市民と協力しながら取り組む必要があります。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発
- (2) 男女共同参画の啓発を進める市民団体等への活動支援

(3) 男女共同参画に関する国際理解の推進

## 2 男性にとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があるあらゆる場面で活躍できる社会で、その実現は、女性だけではなく男性にとっても多様なライフスタイルを選択できるものです。

男性が仕事だけでなく、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援に努めるとともに、企業・団体等に対しても、育児・介護関係制度等の利用促進など、男性の家庭生活への参画推進に取り組むよう働きかけていくことも求められます。

(1) 男女共同参画に関する男性の理解促進

(2) 男性の家庭生活や地域活動への参画促進

## 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

性別に関わらず一人の自立した人間としてお互いの人格や個性を尊重し、能力を活かして自らの意思によって行動できるよう、子どもの発達段階に応じ、性別による固定的役割分担意識にとらわれない学校教育を行っていくことが必要です。

未来を担う子どもたちが男女共同参画への理解を深めることは、将来的に社会全体における男女共同参画の実現につながるため、男女ともに多様な進路、職業選択ができるキャリア教育、進路指導を行っていく必要があります。

また、若年層を対象としたデートDV等の予防啓発など、被害者にも加害者にもならないために、お互いに尊重できる関係性の大切さを教える人権教育が求められます。

(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

(2) 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進

(3) 子どもの健康教育

(4) デートDV等に関する理解の推進

## 4 防災における男女共同参画の推進

避難所での生活をはじめとして、災害時の対応については、いろいろな場面で、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮して取り組むことが必要で、災害発生時に対応するためには、日頃から女性がまちづくりに参画し、リーダーシップを発揮していくことが求められます。

防災に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、男女共同参画の視

点を取り入れた防災体制の整備を進めていくことが求められます。

- (1) 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進

## **V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現**

男女共同参画社会の実現には、男性、女性が性別にかかわらず一人の人間として尊重されていることが前提となります。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害行為であり、早急に対応すべき重要な課題です。

これらの人権侵害行為の被害者は、多くの場合女性であり、その背景には性別による固定的役割分担意識、男女の社会的地位や経済的格差等があります。

市民一人ひとりに人権の尊重に対する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止に努めるための広報・啓発活動等を充実するとともに、相談体制の充実や自立支援など様々な支援を行うことが求められます。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、理解しあい、尊重しあうことが重要です。特に女性は、妊娠や出産、女性特有の疾患等があり、思春期から青年期、中高年齢期等、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組みが必要です。

### **1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援**

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVを防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知が求められます。

また、配偶者暴力相談支援センターや各区子ども家庭相談コーナーなど、DV相談に係る関係機関が緊密に連携して相談対応、保護、自立支援に取組み、被害者やその家族が安心して暮らせるよう支援を行うことが求められます。

また、DVの予防や早期発見のためには、引き続き幅広く市民に対して広報啓発することが必要です。

- (1) 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成
- (2) DV被害相談体制の充実
- (3) DV被害者保護体制の充実
- (4) DV被害者の自立支援及び情報管理の徹底
- (5) 関係機関や民間団体との連携・協働

### **2 ハラスメント及び性犯罪等の防止**

男女を問わず誰もが安心な生活を送れる社会は、男女の人権が尊重された社会です。

日常生活においては、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のハラスメント、性犯罪等の心配のない暮らしが、安心な生活の大前提となるものです。

このため、職場におけるハラスメント等の防止に向けた広報啓発や、相談の実施を行うとともに、性犯罪等を防止するための広報啓発や相談窓口の周知等、女性に対する暴力を許さない社会づくりに向けた取組みが必要です。

- (1) ハラスメント等の防止に向けた広報啓発
- (2) ハラスメント等人権侵害に対する相談の実施
- (3) 性犯罪等防止のための広報啓発や相談窓口の充実及び被害者への支援、防犯対策の推進

### 3 生涯を通じた女性の健康支援

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、十分に理解し、尊重しながら思いやりを持って生きることは、男女共同参画社会の前提となるものです。

若い世代から性に関する正しい知識を身につけることは大変重要で、若年層に対していのちの大切さなどの知識を身につけられるよう教育・啓発に積極的に取り組む必要があります。

妊娠から出産期においては、高度な周産期医療の提供、妊娠・出産・育児に関する相談・指導などに取組み、安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりが求められます。

更に、子宮頸がん検診・乳がん検診等の各種検診、生活習慣病の発症予防など、生涯を通じた女性の健康づくりを支援する必要があります。

- (1) 若い世代における性に関する理解・尊重
- (2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実
- (3) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

### 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれないよう、それぞれの実情に応じたきめ細かな相談対応が必要です。また、性的少数者などについて、市民の理解を深めるための啓発等の取組みが求められます。

- (1) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための相談体制の構築
- (2) 多様な性のあり方への理解の促進

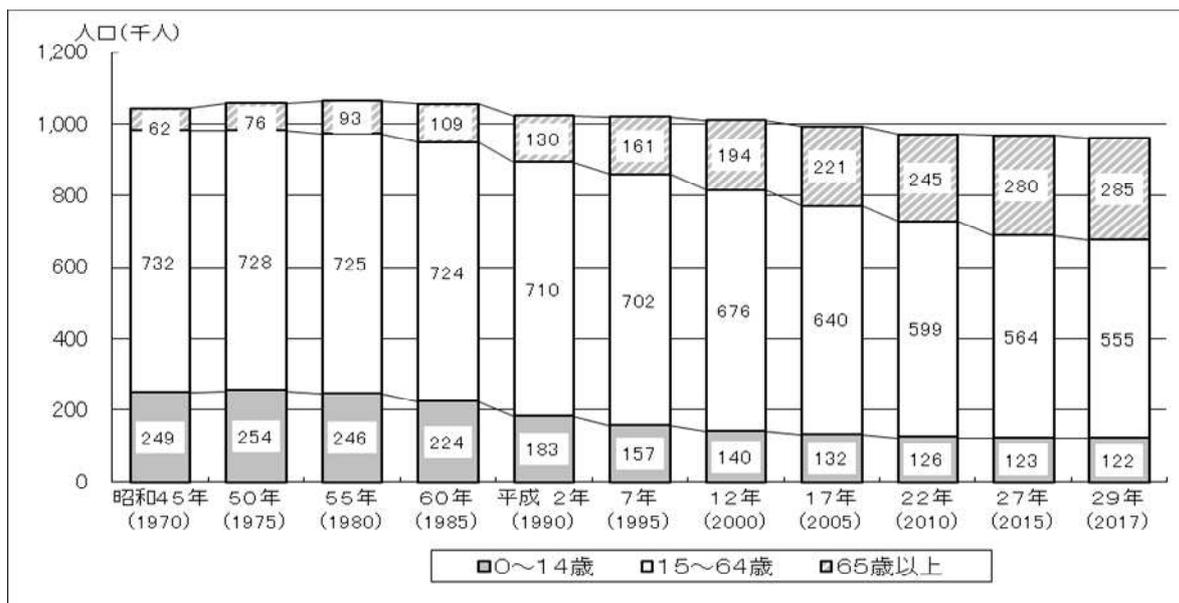


## 付 属 資 料

### 目 次

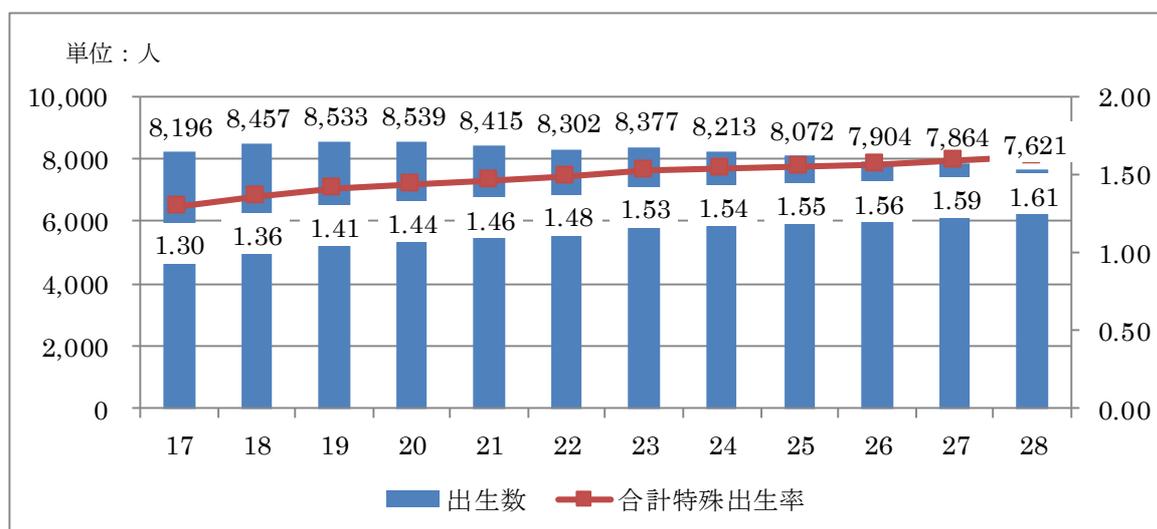
- 参考データ集 .....2 3
- 第9期北九州市男女共同参画審議会委員名簿 .....2 9
- 審議経過 .....3 0

## 1 本市の年齢三区分別人口の推移



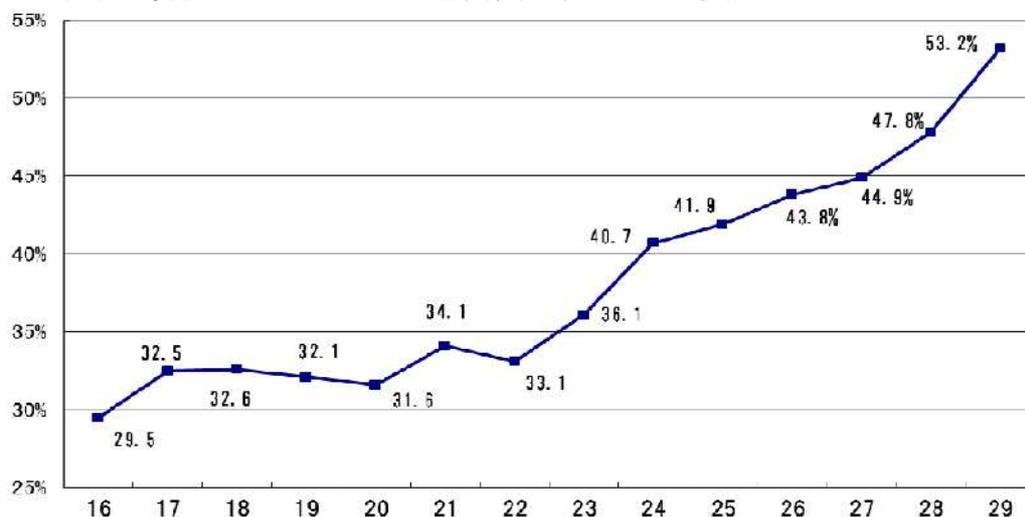
資料：平成27年までは総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)、平成29年は住民基本台帳(29年3月31日現在)

## 2 本市の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：北九州市衛生統計年報

## 3 本市の審議会等における女性委員の参画率の推移



資料：総務局

#### 4 市役所における女性管理職登用状況

北九州市	本庁			全体		
	管理職 総数	女性 管理職数	女性の 割合	管理職 総数	女性 管理職数	女性の 割合
20年度	403	14	3.5%	854	53	6.2%
21年度	400	17	4.3%	819	53	6.5%
22年度	388	23	5.9%	821	67	8.2%
23年度	391	30	7.7%	820	79	9.6%
24年度	399	34	8.5%	824	88	10.7%
25年度	448	39	8.7%	829	98	11.8%
26年度	446	55	12.3%	798	102	12.8%
27年度	442	57	12.9%	795	110	13.8%
28年度	402	41	10.2%	784	114	14.5%
29年度	401	41	10.2%	784	116	14.8%

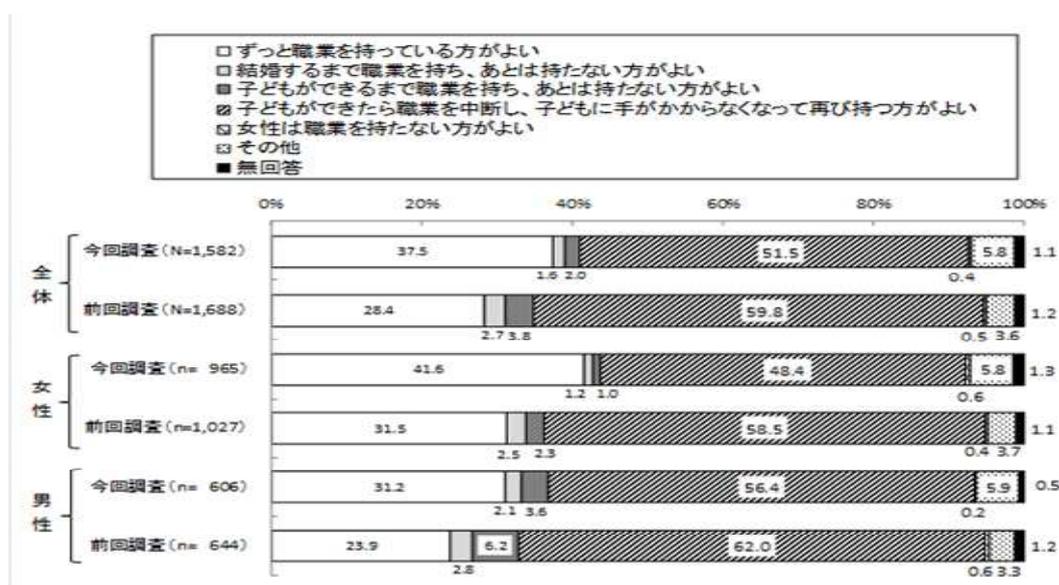
資料：総務局

#### 5 地域における女性の参画状況

団体名等	平成20年度			平成24年度			平成29年度		
	全数 (人)	女性数 (人)	女性比率 (%)	全数 (人)	女性数 (人)	女性比率 (%)	全数 (人)	女性数 (人)	女性比率 (%)
区自治総連合会 会長	7	0	0.0%	7	0	0.0%	7	0	0.0%
自治総連合会（自治区会長）	209	8	3.8%	207	9	4.3%	205	8	3.9%
自治総連合会（町内会長）	2,857	370	13.0%	2,678	388	14.5%	2,830	494	17.5%
校区まちづくり協議会会長	130	4	3.1%	136	5	3.7%	137	3	2.2%
市民センター館長	128	56	43.8%	129	70	43.8%	130	91	70.0%

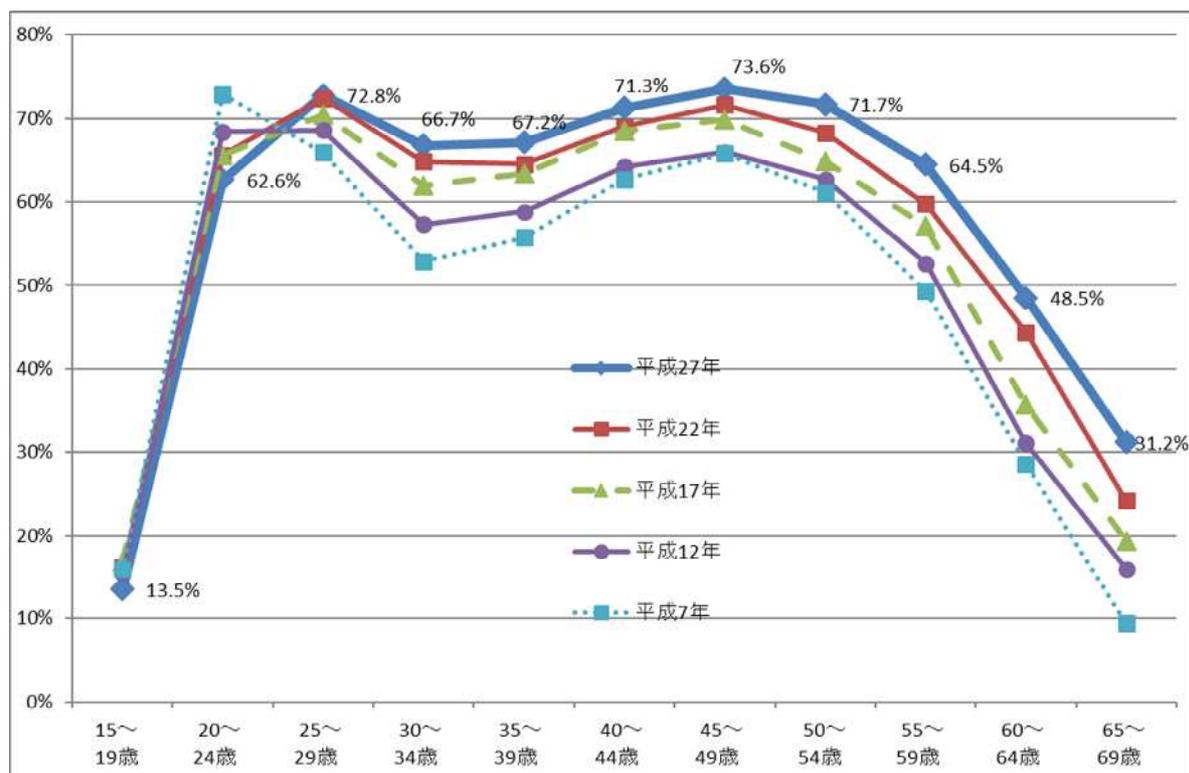
資料：総務局

#### 6 本市の女性が職業を持つことについての考え方



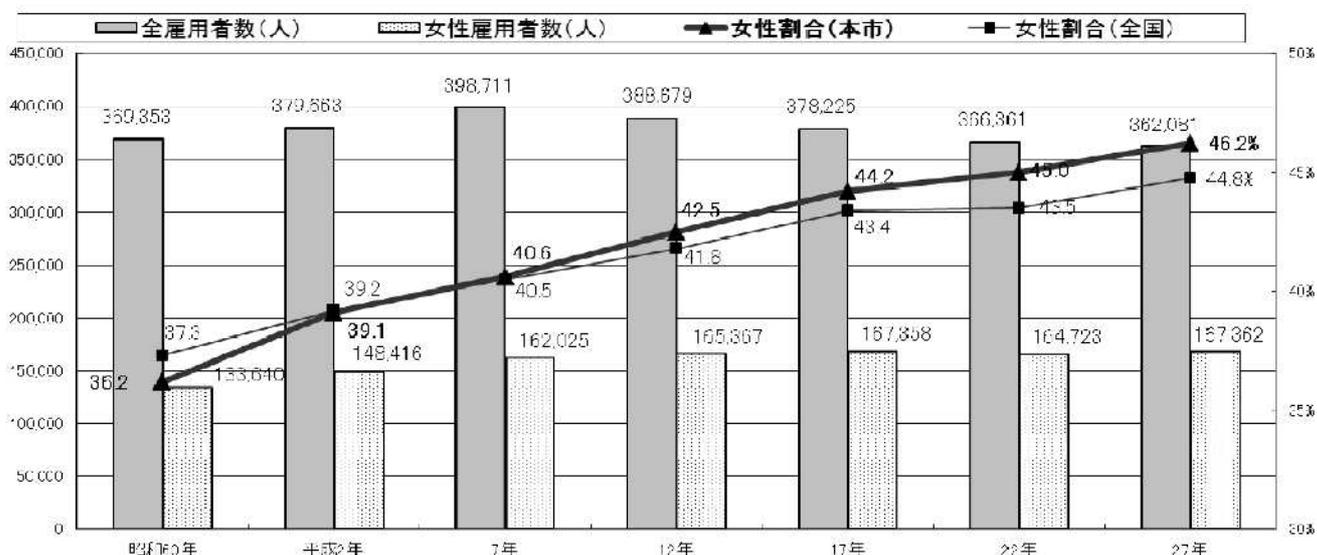
資料：「平成 29 年北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 7 本市の女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：総務省「平成27年国勢調査」

## 8 雇用者数及び女性雇用者割合の推移



資料：総務省「平成27年国勢調査」

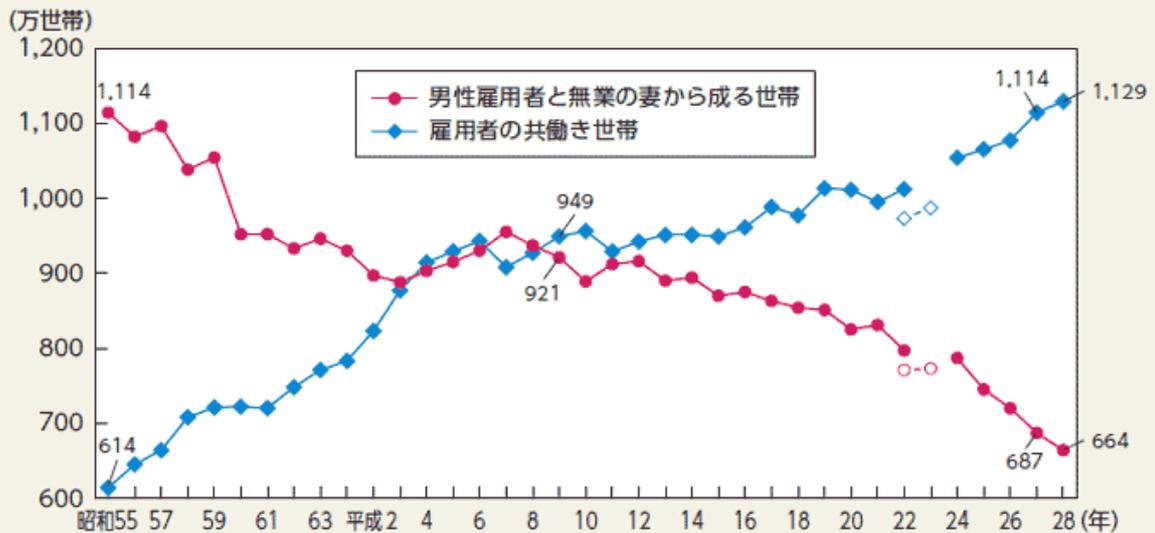
## 9 本市の雇用者における男女それぞれに占める管理的職業従事者(役員を含む)の割合

	雇用者数(人)	管理的職業従事者(人)	管理的職業従事者の割合
女性	167,362	1,815	1.08%
男性	194,719	7,408	3.80%

資料：総務省「平成27年国勢調査」

## 10 共働き等世帯数の推移

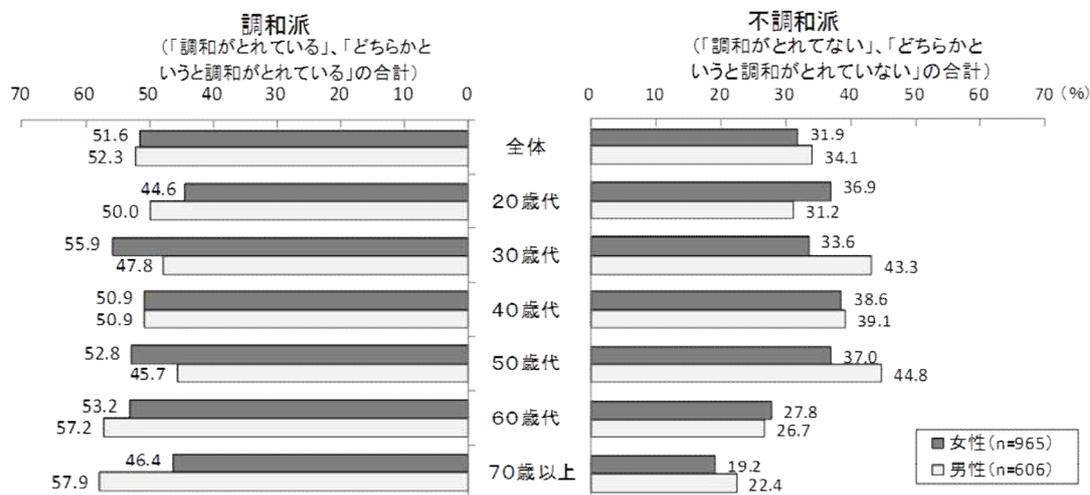
I-3-4図 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。
4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

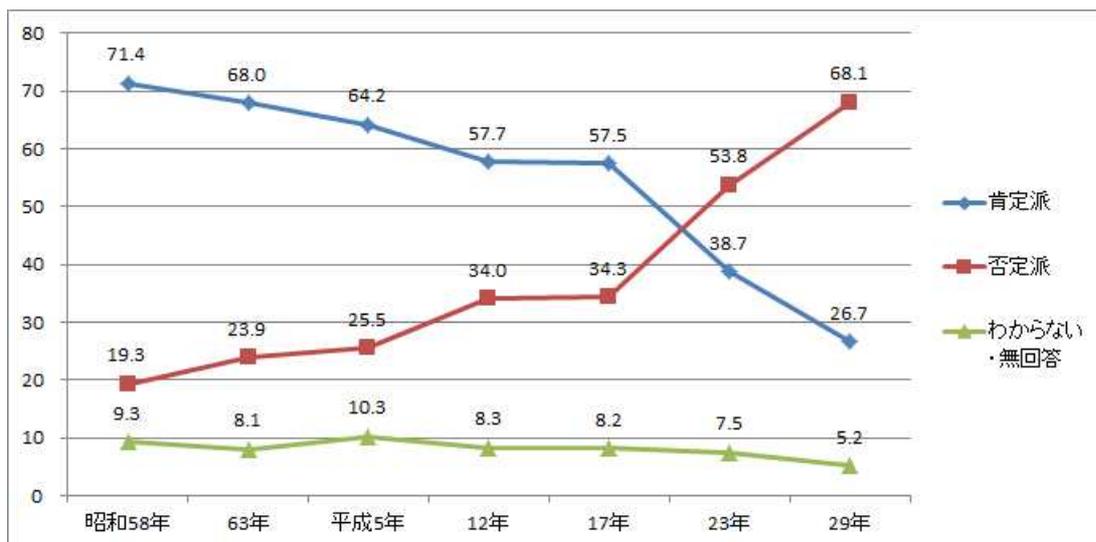
資料：平成29年版男女共同参画白書

## 11 本市の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する現状認識



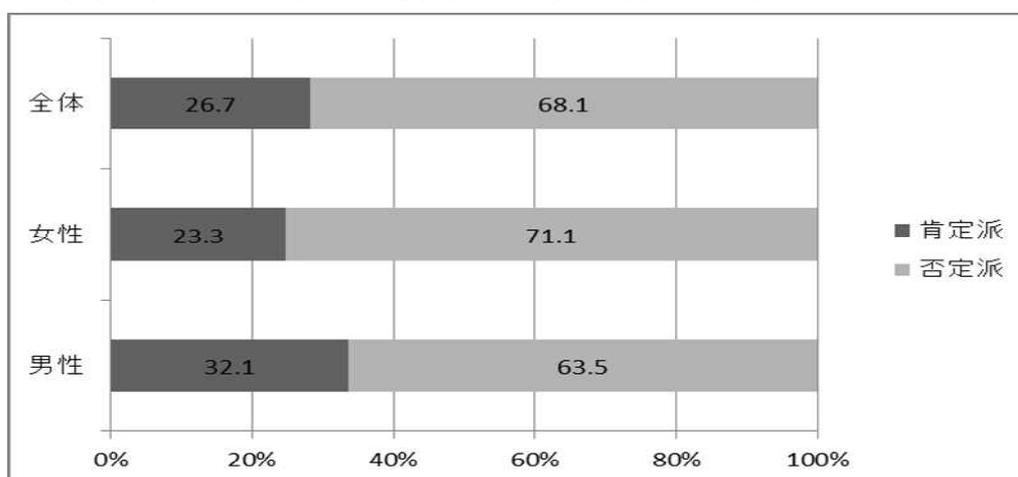
資料：「平成29年北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 12 本市の性別による固定的役割分担意識の推移 ～「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方～



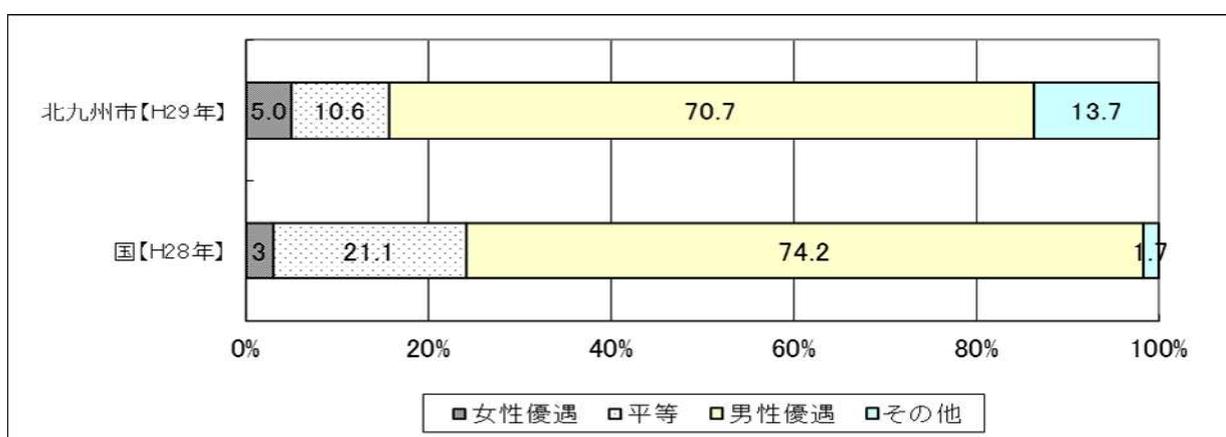
資料：「平成29年北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 13 本市の性別による固定的役割分担意識の男女別割合



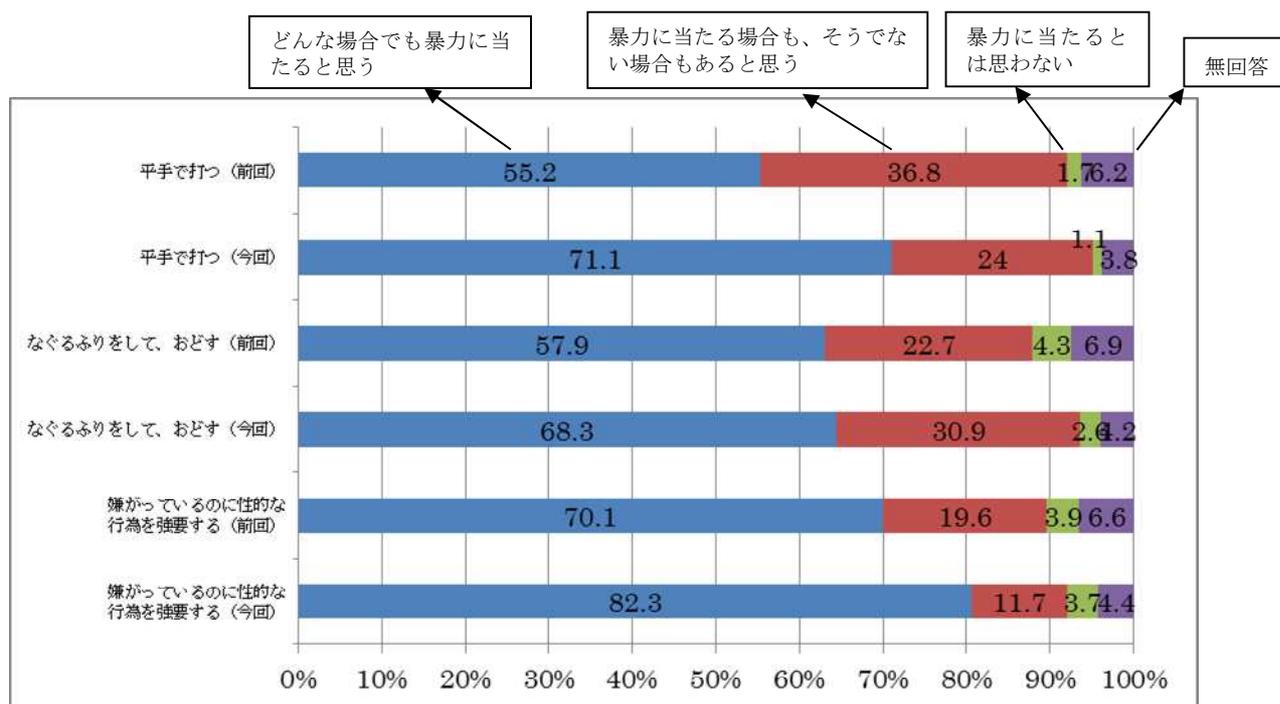
資料：「平成29年北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 14 本市の男女平等達成感について（社会全体において）



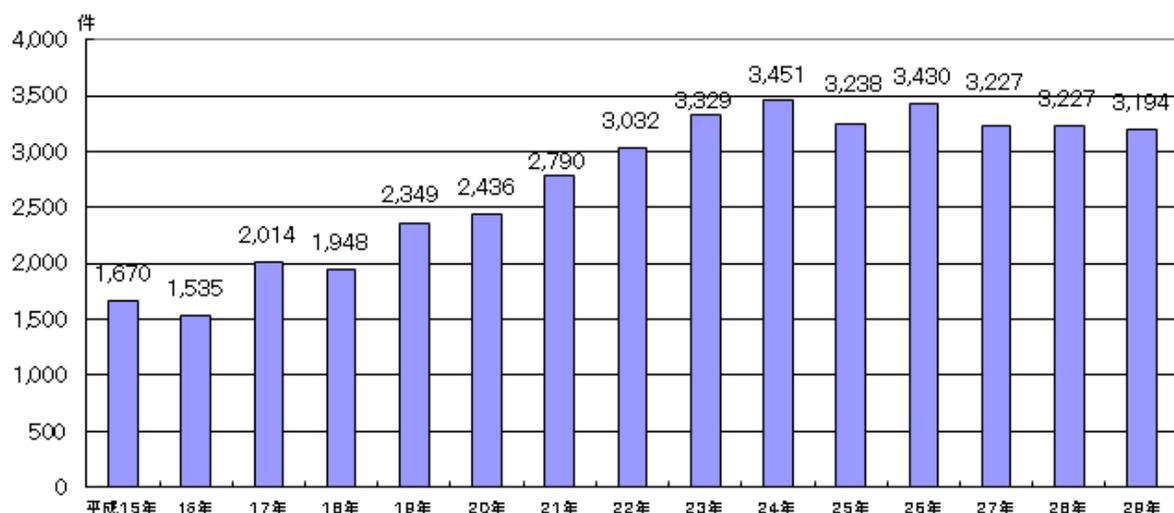
資料：「平成29年北九州市の男女共同参画社会に関する調査」  
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）

## 15 本市の配偶者や恋人等からの暴力に対する考え方



資料：「平成 29 年北九州市の男女共同参画社会に関する調査」

## 16 本市の相談窓口でのDV相談件数の推移



資料：総務局

## 17 本市の10代の人工妊娠中絶率の推移(15~19歳女性人口千対)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
北九州市	15.5	13.2	15.2	15.9	13.7	12.0	9.9
全国	7.3	6.9	7.1	7.0	6.6	6.1	5.5

資料：「北九州市衛生統計年報」、厚生労働省「衛生行政報告例」

## 第9期北九州市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日)

氏名	所属等	
安藤 由起子	北九州市医師会理事	
石原 謙一郎	連合福岡北九州地域協議会 UAゼンセンハローデユニオン中央執行委員長	
胡 眞子	富士通コミュニケーションサービス㈱ コーポレートサービス本部 北九州センター支援サービス部	
大島 まな	九州女子大学人間科学部教授	会長
岡本 悦子	北九州市女性団体連絡会議 役員	
行武 哲三	日本放送協会北九州放送局放送部長	
柴田 建一	福岡県警察本部 生活安全部 子ども・女性安全対策課 管理官	
柴田 浩	厚生労働省 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課長	
二郎丸 聡夫	北九州商工会議所事務局長	
高橋 建二	市民委員	
塚原 佑奈	市民委員	
徳永 康子	市民委員	
淵上 瑞恵	北九州市立沖田中学校校長	
安河内 恵子	九州工業大学副学長（男女共同参画・社会連携担当） 男女共同参画推進室長 教授（社会学）	
湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学学長補佐 情報セキュリティ研究科教授	副会長
渡辺 晶子	弁護士	

平成30年10月31日現在(50音順)

北九州市男女共同参画審議会 審議経過

	審議内容
平成30年 5月23日	<b>【第1回全体会】</b> ○諮問 ○男女共同参画に関する現状 ○意識調査結果
7月12日	<b>【第2回全体会】</b> ○男女共同参画に関する現状と課題 ○次期計画の骨格
8月28日	<b>【第3回全体会】</b> ○次期計画の組立て
10月12日	<b>【第4回全体会】</b> ○答申素案
11月 2日	○答申